

台湾原住民ツォウの旧〈猟場〉における土地権

宮 岡 真央子

(要約)

従来の台湾原住民と漢族との交渉関係に関する研究は、主に文書史料に基づく平埔族を対象としたものであった。一方、人類学における台湾原住民研究では、これまで「伝統文化」の記述に力点が置かれてきた傾向にあり、歴史や変容、特に外部勢力との交渉については十分に論じられてきたとは言い難い。筆者は、台湾原住民ツォウと漢族との交渉関係を例に取り、この両者の溝を埋める試みをすることを企図する。

歴史学における「阿里山蕃租」研究は、ツォウと漢族の交渉史を伝えるものであるが、ここで描かれるツォウは、後来者によって追われるステレオタイプの先住民像であった。ところが、ツォウの土地制度、特に馬淵東一の論じた「呪術的・宗教的土地所有権」に注目することで、従来とは違った「阿里山蕃租」およびそこにおけるツォウの姿を見いだすことができる。本論文は、歴史学・人類学双方の研究を参照しつつ、台湾原住民と漢族との交渉関係に新たな視覚を提供することを目的とするものである。

はじめに

1980年代からの台湾民主化のうねりは、台湾という土地の歴史を振り返る作業を呼び起こし、「台湾史」という学問分野を登場させた。なかでも注目を浴びたのは、漢族の移民開拓史であり、そこで展開された台湾原住民¹⁾との交渉史であった。しかし、これらのほとんどは文書史料をもとにした、かつて「熟番」と呼ばれた平埔族との交渉史研究である²⁾。台湾原住民の中でも清朝時代以前には支配下に入っていたとされる、かつて「生番」と呼ばれた「台湾原住民」については、その興味の枠外におかれてきた感がある。

一方、人類学における台湾原住民研究では、長らく彼らの「社会」や「文化」ばかりに関心を注ぎ、歴史や変容の問題を、特に外部勢力との交渉という視点から論じる研究はほとんどなされてこなかった。だが、現代の文化人類学においては、「真正な伝統文化」をすくい上げ記述しようとする本質主義の呪縛から逃れて対象社会をとらえるために、より大きな文脈の中で対象社会を位置づける動きが盛んになっており、台湾原住民研究にもこの視点は是非とも必要だと考える。

そこで本論文では、ツォウ（鄒族）³⁾と漢族との土地をめぐる問題を事例として、これまでの人類学、歴史学双方の研究を参照しつつ、両者に欠ける部分を補い繋ぎ合わせることによって、台湾原住民と漢族との交渉過程について、新たな視角を提供することを目的とする。

従来「阿里山蕃租」⁴⁾研究によって知られてきたツォウと漢族との交渉関係は、ツォウの側に視点をおくことで、ツォウの旧領域における土地権という問題としてとらえることができる。ツォウ語で土地を表すフパ hupa という語は多義的な概念である。狭義には猟場を意味するが、広義には土地、領域といった生活空間そのものを表す語としても使われる。よって本論文では、ツォウ語フパの訳語として「猟場」という表現を用いるが、狩猟をする場 “hunting area” とい

う生態学的な意味でこの語を用いるときは、「」を付さない表記をし、フパの訳語としての「獵場」と区別したい。

本論文は、台湾原住民と漢族との交渉関係を考える際のひとつのモデルを提示することを企図するものである。

第1節 「阿里山蕃租」の研究

ツォウは、早くから外部勢力と関係をもった原住民であった。オランダ時代の戸口表にツォウの村落名はすでに見える【中村 1993:177】。清朝時代には、しばしば旧称「阿里山社」の名で村落請負税「番餉」の納入が記録されている⁵。一方、土地をめぐっても漢族との長い交渉の経験を有する。ツォウの移動伝承は『台灣高砂族系統所属の研究』に詳しいが、これによれば、彼らの一部は現在の阿里山郷の西方平野部に広く居住していたとされ、そこに登場する地名は、西は現在の嘉義市まで、北は濁水溪、斗六までと、かなり広い範囲に及んでいる⁶。それが現在の居住地にとどまるようになったのは、漢族の開拓前進で圧迫されたためであると伝えられている【移川ほか 1935:178-208】。そのツォウと漢族との土地をめぐる交渉の過程は、おもに歴史学による「阿里山蕃租」に関する研究から知ることができる。

「阿里山蕃租」とは、清朝時代に漢族がツォウに対して支払っていた地代「番租」のことをさす。台湾史においてこれまで研究が重ねられてきた「番租」の制度とは、ほとんどの場合、当時「熟番」と呼ばれた平埔族への漢族からの地代の支払いを指す【臨時台湾旧慣調査会 1910:342-387, 臨時台湾土地調査局 1905:119-173, 施添福 1995, 陳秋坤 1992, 1994など】。ゆえに、「熟番」に分類されていなかったツォウに対して支払われた「番租」は、日本統治時代の調査研究から特に「阿里山蕃租」と呼ばれ、いわば「番租」の例外事項として扱われ論じられてきた【伊能 1904:460-463, 1928:679-680, 筆者不詳 1901】。また近年、これらの研究は、松田吉郎によって整理され、詳しく論じられた【松田 1999】。以下それらを概観し「阿里山蕃租」についてみていく。

具体的な「番租」の内容は、『台灣慣習記事』中の「特殊の蕃租」という報告文に記されている。「阿里山蕃租」には、田園に課せられる「租穀」、山渓に課せられる檳榔や龍眼などの「山面雜租」、新たに開墾した田園に課せられる「鍬頭」の3種があり、ほかに毎年12月末日にはツォウを招いて饗應することが行われていた【筆者不詳 1901:49-51】。

伊能嘉矩は、康熙58(1719)年に結ばれた「阿里山蕃租」の契約文書の一例を取り上げて、その性格を論じている。それによれば、契約文書は、「阿里山社」が政府に支払うべき税金の納付が困難で、それを代納してもらうために土地貸与の契約を結ぶという内容であるが、実際には通事が仲介となって漢族の「番地」侵入・開墾をすすめ、それを正当化するために記したものであると分析した【伊能 1928:679-680】。この契約が交わされたのは、ツォウの現居住地の西側一帯、梅山・竹崎・番路・中埔郷など、かつてツォウの領域であった土地に漢族の入植が始まった時期にあたる【邱奕松 1982】。松田は、他の事例をも参照しつつ、このような土地契約の仲介を

した「通事」には一定の給料が支払われたものと推測しており、伊能・松田の見方に従えば、「阿里山蕃租」とは「社商」や「通事」が自らの利益を上げ、漢族開拓民の要求に応えるために成立した制度であり、「阿里山社の土地侵害・原住民搾取」であったという〔松田 1999：3-6〕⁷⁾。

清末・劉銘伝期の「阿里山蕃租」の様子は、先にみた『台灣慣習記事』の報告に詳しい。清朝政府は、土地改革の一環として「阿里山蕃租」についても納付方法の変更を命じた。従来は漢族農民から通事を通してツォウへと納められていた「番租」を、当時の管轄である雲林撫墾局が代わって徵収し、その4割を撫墾局の収入とし、残る6割を「撫蕃費」としてツォウに対して給出することとなった。この時期のツォウにとっての「阿里山蕃租」とは、かつての大租戸としての「番租」収入という性格から、政府が原住民に対して支給する「撫蕃費」収入という性格へと意味づけを変更されたのだという〔筆者不詳 1901：52〕。

日本統治下での「阿里山蕃租」の行方は前掲の松田の研究で知ることができる。すなわち、日本の領台間もなく、ツォウの代表はたびたび日本官憲のところへ出向き、政権移譲により支払い停止となった「阿里山蕃租」の納付を要求した。それに対して日本側は調査団を派遣し、「阿里山蕃租」の実態について実に詳細な調査報告を作成したが、要求をかなえることはなかった。一方、ツォウの首長らに対しては「内地観光旅行」などの手段で彼らを懐柔していった。「日本統治時代の最終的な『阿里山蕃租』の扱われ方は現在の所不明であるが、やがては、全島的な地租改正事業の下で一定の補償金交付により『阿里山蕃租』も基本的に消滅したと考えられる」という〔松田 1999：20〕。領台後10年目の記録には、正月になるとツォウが漢族のところへ招待がなくとも一方的に押し寄せて饗應を請求していた様子、当局がこれを騒乱のもとになるとして禁じた旨が記されている〔岡田 1905：387〕。「番租」の納付と共におこなわれていた旧正月の饗應だけが、このような形で残り、それさえもやがては為政者によって禁じられていったのであった。

以上の研究は、ツォウと漢族との交渉史を語るものに他ならない。ごく簡単に言ってしまえば、ツォウは清朝時代初期から通事をはじめとする漢族に巧みに土地を取り上げられ、その活動領域をしだいに狭められていくとともに、為政者の政策に応じて地主としての権利をも次第に失っていったということになろう。ここにおけるツォウは、いわば漢族や為政者の意のままに翻弄される先住民として描かれる。しかし気になるのは、後来者に追われ為政者の意のままに翻弄された先住民像とは、台湾に限らずステレオタイプ化された先住民のイメージであるという点である。そこではツォウは没個性化され、匿名化される。その原因是、ツォウの側からの視点、つまりイーミックな視点を欠いているためだと思われる。そこで次には、ツォウにとっての土地と、ツォウの側からみた「阿里山蕃租」について考えて、ツォウと漢族との交渉過程をとらえ直したい。

第2節 ツォウからみた「阿里山蕃租」

1. ツォウの土地制度

まず、人類学における研究を中心に参考しつつ、ツォウの土地制度を概観しよう。

先にも触れたが、ツォウは土地のことを「猟場」を意味する「フパ hupa」という語で呼ぶ。ツォウ社会は、父系氏族組織を発達させていることで知られているが、ツォウのすべての土地と河川は、かつてこの氏族組織の基本単位である亜氏族ごとに共同所有されていた⁸⁾。所有権の主体はあくまでも該出自集団にあり、集団内部で土地が家ごとあるいは各個人に分割されることはなかった〔小島 1918: 211-212〕。土地を猟場として所有する亜氏族は、「猟場の持主」ヒン・フ・フパ hin hu hupaと呼ばれる。各「猟場」には、それぞれ固有の名を持つ土地の神、アケエマメオイ ake'e mameoi（「長老のおじいさん」の意）がいるとされていて、これを祭祀するのは、「猟場の持主」である。かつての狩猟の際には、必ずその土地の「猟場の持主」である亜氏族の者が参加しなければならず、猟で得た獲物のうち、舌、臀肉など特定の部位はヌ・ノ・フパ nu no hupaと呼ばれ、「猟場の持主」の取り分とされていた〔馬淵 1974a: 204-211, 1974c: 15, 汪明輝 1992: 43〕。

ツォウの伝統的農業は、他の台湾原住民と同じくアワやイモ類の焼畑農耕である。フパが耕作地として利用される際には、その地が何れの集団に属するかに関わらず、開墾・耕作は誰でも自由に行ってよいものとされていた。ただし、「猟場の持主」とは別の亜氏族の者がその地を開墾・耕作したときには、最初の粟の収穫時に粟酒の酒宴を用意し、「猟場の持主」を招いて振る舞わねばならなかった。このとき、「猟場の持主」がまず最初にその酒を土地神アケエマメオイに供えてこれを祀る。以後、開墾・耕作者は耕地としてのこの土地の持ち主となった⁹⁾。一方、このときも猟場としての所有権はもとの「猟場の持主」にあったという〔馬淵 1974a: 208-209〕。

以上のツォウの土地制度の特徴は3点にまとめられる。まず所有形態が、出自集団による共同所有であるという点。次に、その場合の土地とは耕地ではなく猟場を意味し、同一の土地に対して、耕地としての所有権と猟場としての所有権とは別個のものとして重層的に存在したという点。さらには、その土地には神が存在しその神への祭祀をおこなうのは必ず「猟場の持主」であるという点である。これらの制度は他の「台湾原住民」のそれと比較しても、ツォウに際だった特徴といえる¹⁰⁾。

2. 馬淵東一の「呪術的・宗教的土地所有権」論

このように同一の土地に対して権利が重層したときに、土地の神アケエマメオイと交信をするのが、必ず「猟場の持主」の方であることに馬淵東一は注目した。アケエマメオイに対しては、「猟場の持主」である亜氏族のみが操縦可能であり、粟の初収穫時にアケエマメオイを祀るのは「猟場の持主」でなければならない。アケエマメオイは「好猟のみならず豊作を確保するのに重要であり、また、親密でない人々に病気や災害をもたらすかも知れない」〔馬淵 1974a: 210〕。そして、その神の力を司るのは、「猟場の持主」である。

この「猟場の持主」の役割は、耕地以外の場所でも期待される。例えば、村落祓除儀礼では、個々の村落所在地を「猟場」として所有している集団の代表者が、その儀礼において重要な役割を演じるという〔同上書: 212〕。また、筆者の調査でも、病気にかかった老人から依頼されて、「猟場の持主」として祓除儀礼をおこなってその病気を治したという男性から話を聞くことが出

来た。依頼した老人は、自分の病気の原因を、ある土地で「獵場の持主」に無断で仕事をし、それが土地の神の怒りを買ったからだと解釈した。彼にとって、自分が病気になったと考える土地はいまだに特定の「獵場の持主」（話者の亞氏族）に属しており、「獵場の持主」はその土地の神アケエマメオイを操作する力を持つと考えられているのである¹¹⁾。

このような出自集団による土地の神との紐帶を、馬淵は「呪術的・宗教的土地所有権」と名付けた〔馬淵 1974a: 213〕。彼らの土地との結びつきとは、近代的な意味での「私的所有権」を指すのではない。我々には所有権が失われていると思われる状況においてさえ、「獵場の持主」は土地と特別な関係をなお保持すると考えられている。ツォウの一部が現居住地の西側一帯に居住していたことは先に触れたが、馬淵東一がツォウの調査をした当時は、それらの土地が特定の出自集団によって占拠されていたことをツォウの人々はなお記憶していたという。さらに上の事例と同様の「獵場の持主」による病気治療が、西部平原においてもなされていたという事例を記している〔同上書: 213-214〕。

ツォウと周辺民族、特に漢族との土地をめぐる問題について考える際には、このツォウの土地所有觀に配慮する必要があろう。彼らにとっての土地権とは、文書による契約や代価が支払われることで完結する類の問題ではなく、それのみでは解決できない、いわば各出自集団とその土地との個別的・本源的な関係性において語られるべき問題なのである。

3. ツォウが語る「阿里山蕃租」の記憶

では、先に見てきた「阿里山蕃租」について、ツォウの側ではどのような記憶を残しているのだろうか。ツォウの中に「阿里山蕃租」あるいは「番租」という為政者の言葉でこのことを語る者はいない。しかし、漢族に対して地主の立場にあったこと、それをめぐって何らかの権利を有していたことは、現在の彼らの間でもはっきりと認識されている。

小島由道による1918年の『番族慣習調査報告書第4巻』には、首狩りを行う目的として、漢族との土地をめぐる問題が挙げられている。それによれば、漢族はツォウの祖先から土地を借り、毎年租穀を納めることを約束するが、最初はこれを守っても3~4年も経つと「我等ヲ欺侮シ租穀ヲ延滞シ或ハ減額シ之ヲ督促スレバ種々理由ヲ述べテ應ゼズ其儘ニ爲シ置ケバ何時迄モ聲明カズ」、さらには「官ニ訴フレバ官常ニ彼ノ言ニ聴キテ我申分立タズ」、このような場合に漢族のところへ出草したというのだ〔小島 1918: 279〕。また同書には、嘉義方面の漢族からかつてそこに居住したといわれる特定の亞氏族へ、「近來此例ナシト雖モ領台前ニハ（略）毎年鎌、斧、刀、鍬、織物等」が「番租」として与えられていたという話も記されている〔同上書: 222〕。「阿里山蕃租」は日本時代になって消滅したが、先にみた、日本警察によって禁じられたはずの旧正月の饗応の慣習のみが、その後も存続することになった。現在のツォウの人々にも、これは記憶されており、筆者の調査でもたびたびこれを聞くことが出来た。

すなわち、戦後になっても旧暦の正月になると、ツォウの各村から人々は近隣漢族の「友だちの家」に出かける慣習が続いていた。亞氏族内の人々と、もしくは誰彼となく連れ立って出かけ、帰りには米、餅、酒、肉、塩、布、火薬、鉄器などを土産として受け取っていたという。な

かには現在も親しい漢族との間にこれを行っている人がいて、このような旧正月の漢族訪問を、ツォウの人々はトア・パッキアウ *toapa'kiau* と呼んでいる¹²⁾。昔はそこが自分たちの土地だったのだからこの饗応に与る権利があったのだということを、はっきりと語る人もいる¹³⁾。彼らにとっては、この年に一度の饗応の場が、かつて保持していた自分たちの土地との関係を再確認する唯一の機会となっていたものと思われる。

しかし、阿里山郷内のある村では、戦後になって村人の提案でこの慣習の廃止を決議した。すなわち、自分たちの生活状況は以前に比べてずっとよくなり、漢族から餅や酒をもらわずとも正月を迎えることができるのだから、もはやこのようなみじめな慣習は必要がなくなったというのだ。決議後には近隣漢族にその旨を伝え、漢族から餅の作り方を習い、彼ら自身で正月を祝うようになった。それは、漢族からツォウへの差別をなくし、自らの尊厳を守るために選択であったと、そのときの提案者である男性は筆者に語った。

以前は当然の権利として「阿里山蕃租」の納付とともに行われていた正月の饗応が、時の推移と共に「施しを受ける」ような格好になった。それは実質的に彼らがその土地と切り離されいく過程を後追いする形での変容であったろう。これが原因で漢族から蔑まされることもあり、先の男性は廃止を思い至った。彼らはかつての土地への権利をあきらめることで、ツォウとしての誇りを保ちえたとも言える。出自集団ごとに本源的ともいえる関係を持っていた旧「獵場」に対する権利、「呪術的・宗教的土地所有権」は、このようにして近代化の中で消失していった。

4. 「阿里山蕃租」をめぐる隔たり

ツォウと漢族との間で土地をめぐって取り交わされた「阿里山蕃租」の契約は、漢族の側からみれば、他の「大租」と同様に、収穫の一部を地主に納めれば、この土地に対する開墾・耕作権を得ることができるという類のものであった。この開墾・耕作権こそは、開拓民である漢族が考える土地権のおよそすべてであったろう。文字を知らぬツォウを相手に都合のよい契約を交わすことは容易なことであり、さらに、この契約を踏み倒すことによって、土地に対するすべての権利を自らのものにしてしまうことも可能であった。

目を転じてツォウの土地制度から眺めてみると、ツォウにとっての土地権とは、開墾・耕作権ばかりではない。むしろ重要なのは、その土地に対する「獵場の持主」としての権利であり、その土地の神への「呪術的・宗教的土地所有権」である。おそらく、はじめ彼らが漢族と約束を交わしたのは、それが彼らにとっての土地権を脅かすものではないと考えていたからに違いない。彼らの土地権というのは、亜氏族ごとに特定の土地の神と特別な関係があり、そこに存在するものであった。そしてその場合の「土地」とは、「耕地」であるよりも先に「獵場」として認識される。他人が「耕地」として土地を使用する分には、彼らの「獵場」への権利は何ら脅かされることなく、そこで狩猟をすることも何ら問題ない。まして、土地の神アケマメオイと交信しその力を操縦しうるのは、この「獵場の持主」だけである。彼らが自分たちの土地に対して保有している「呪術的・宗教的土地所有権」は、決して失われるものではないのだ。

よって、ツォウが漢族との間に土地貸与の契約を次々と交わしたことについて、ツォウが一方

的に漢族に騙され搾取されたのだという見方をすることには慎重になる必要があろう。当初漢族に「耕地」として土地を貸し与えた場合にも、おそらくツォウは、それが「猟場」としての土地をも、あるいは「猟場の持主」としての権利をも奪われることであるとは思っていなかつたのではないか。漢族はツォウからみれば「耕地の持主」ではあっても、「猟場の持主」ではないからだ。ところが、全く異なる農業技術と土地所有觀を携えた漢族との関係では、この論理は通用しなかつた。漢族は彼らの「猟場」への権利を認めないどころか、なかには約束を果たさずに土地を取り上げるものもいた。そして、為政者の思惑によって、それまで納められていた「阿里山蕃租」は廃止となった。これは、かれらがその土地の「猟場の持主」であることを、そして彼らと彼らの土地との間に存在する呪術的・宗教的な関係をも否定されることに他ならない。だからツォウは、あきらめることなく旧正月に漢族の家を訪問し饗應をうけるトア・パッキアウを近年までもおこなってきたのではないか。それは、彼らが「猟場の持主」であることを確認できる唯一の機会だったからである。

以上のように、ツォウの視点から眺めることで、漢族とツォウとの間に「阿里山蕃租」をめぐる大きな認識の隔たりが存在することがわかるかと思う。このような考察を通じて初めて、これまで語られてきた「阿里山蕃租」のなかに、ステレオタイプの先住民像ではないツォウを見いだすことができるのではなかろうか。

第3節 台湾原住民と漢族との交渉関係の多様性

民族ごとに複雑な様相を呈する台湾原住民諸社会には、それぞれ固有の歴史がある。従来の歴史学における文書史料をもとにした交渉史研究では、対象は平埔族に限られ、平埔族の土地制度にまで踏み込むには資料の制約があった。一方、個別社会を研究してきた人類学の側では、個別の土地制度を論じることはしばしばでも、それを交渉の過程のなかでとらえ直す姿勢には欠けていた。

ツォウの漢族との交渉史は、台湾原住民のなかでは極めて特殊な事例であるといえよう。同じように土地をめぐって漢族との長い交渉の経験を有した平埔族と比せば、ツォウが漢化をせず、後には独自の歴史を歩んだという点で特徴的であるし、「台湾原住民」のうち特にタイヤル、ブヌン、ルカイ、パイワン等山地に居住してきた民族集団と比せば、漢族に対して地主のような関係を持ち、長い交渉の経験を有したという点で際立っている。そしてこの交渉の経験は、その後の日本植民地化への対応に少なからず影響を与えたものと思われる¹⁴⁾。

「平地の先住民が清代を通じて漢族移民との生存競争に敗れ一方的に衰退していったという図式は改めて見直さなければならないことが共通の認識となってきている」[張士陽 1998: 157] 現在、台湾原住民それぞれの社会の視点から、これらの歴史を今一度とらえ直す必要があり、そうすることで、決して一枚岩ではない台湾原住民諸社会それぞれの過去から現在への歩みが明らかになろう。本論文はその一つの例として、ツォウと漢族との交渉史をとりあげた。今後、台湾原住民——特に平埔族ではない「台湾原住民」と漢族との交渉関係の多様性について議論が盛ん

になることを期待したい。

注

- 1) 本論文では、現代の台湾での呼称に従い、台湾に居住するオーストロネシア語族系先住諸民族を台湾原住民、またはこれを略して原住民と表現する。なお、このうち平埔族を除く狭義の台湾原住民、つまり現在台湾で法的に先住民族と認定されているアミ（阿美族）、タイヤル（泰雅族）、サイシャット（賽夏族）、ブナン（布農族）、ツォウ（鄒族）、ルカイ（魯凱族）、パイワン（排灣族）、プユマ（卑南族）、ヤミ（雅美族）（ヤミは近年タオ（達悟族）と自称）の9族を指す場合は、文中でも「」付の「台湾原住民」と表記することとする。
- 2) この研究動向については、張 1998、詹 1996 などに詳しい。
- 3) ツォウは、台湾中部、中央山脈西麓の南北細長くのびる地域に居住する先住民族で、人口は現在約 7,500 人、清朝時代は「阿里山番」と呼ばれていた。「ツォウ（鄒族）」という民族名称は、嘉義県阿里山郷と南投県信義郷に居住する「北ツォウ（北鄒）」（あるいは「阿里山ツォウ（阿里山鄒族）」ともいう）、高雄県三民郷に居住する「カナカナブ（卡那布）」、同県桃源郷に居住する「サアロア（沙阿魯阿）」を束ねる総称であり、北ツォウで「人」を意味する *tsou* という語に由来する。三者のうち後二者は「南ツォウ（南鄒）」と呼ばれ、言語、社会組織や文化において北ツォウとの相違点が指摘されてきた。文化的・地理的な差異をふまえて狭義に「ツォウ」というときは、阿里山山脈付近に居住する北ツォウのみを指して使われる。本報告の主な対象となるのも北ツォウであるから、以下で「ツォウ」とは、嘉義県阿里山郷および南投県信義郷に居住する北ツォウを指して用いるものとする。なお、筆者は 1996 年より断続的に嘉義県阿里山郷および南投県信義郷のツォウ居住村落においてフィールドワークを行っており、これまでの滞在日数は延べ約 2ヶ月半である。
- 4) 「阿里山蕃租」は日本時代にその呼び名が付されたため「蕃」の字を用いて表記するが、「生番」「熟番」「番租」などの語は、清朝時代の表現であることから当時用いられた「番」の字を用いる。
- 5) 清朝は原住民を政府に服従するか否かで「熟番」と「生番」とに区別し、さらに「清領台以後に清朝へ帰順した」原住民を「帰化生番」と呼んだ。具体的には「帰化生番」とは、政府から許可を得た漢族商人「社商」あるいは「通事」が交易によって得た利益（鹿皮）の一部を村落請負税「番餉」として政府に納めることがその基準であった〔張士陽 1988：9-15〕。ツォウは「熟番」ではなかったが、年代によっては納税の記録があり、このときには「帰化生番」と分類されていたと考えられる〔黄叔璥 1957：123、衛惠林ほか 1952：5, 10-11〕。
- 6) もっとも、濁水溪 Himiut-suhmu、斗六 Tauyaku、嘉義 Maibayu などの地名は、言語学の見地からは、いずれもツォウ語を起源とする言葉ではなく外来語であることを、土田滋先生からご教示いただいた。嘉義や斗六の地名を外来語として取り入れているということは、その土地で、ツォウが異民族（おそらくここでは平埔族）と何らかの交渉を有したことや物語るものと思われる。馬淵も示唆するように、平埔族そのものがツォウの一部に入り込んだということも考えられよう〔馬淵 1974a：217, 1974b：334-336〕。もちろんこれは推測の域を出ないし、実証する手だても今のところないが、ツォウという民族集団の成立過程を考える上では看過できない問題である。
- 7) 伊能が取り上げた契約文書には「知見人」として「吳鳳」の名がある。周知の通り、吳鳳は 1723（康熙 62）年に阿里山通事に就任し 1769（乾隆 34）年にツォウの青年に殺害されたとされる人物である。吳鳳の死後、ツォウの首狩りが衰退したことから、我が身を犠牲にすることで「蕃人」に首狩りの「惡習」をやめさせた「殺身成仁」の道徳譚として、総督府によって取り上げられた〔例えば中田 1912〕。1980 年に人類学者がこの「伝説の捏造」について新聞へ投稿をしたのを契機に〔陳其南 1980〕、様々な議論がなされるようになり、いまやこの「伝説」と吳鳳という「偉人」は、歴史によって創ら

れたフィクションであるという認識が一般的となつた。「吳鳳伝説」の生成過程や諸説の異同については、[薛化元 1982, 翁佳音 1986, 駒込 1991] を参照のこと。これらの研究によつて、吳鳳が殺害された原因については、この時期の原住民の土地への侵入・開墾をめぐる紛争が原因であったという見方がされるようになつてゐる [汪明輝 1992: 47 など]。

- 8) 亜氏族は、氏族名を同じくする、「ひとつの家」(ツオ・ノ・エモ tso no emoo) あるいは「家の名」(オンコ・ノ・エモ ongko no emoo) と呼ばれる集団である。複数の亜氏族がまとまって形成する氏族「ひとつの内庭」(ツオ・ノ・アエマナ tso no aemana) は、外婚の単位であり、初収穫時などの「禁忌の粟」を共食する範囲でもある。フバの所有単位は亜氏族であるが、その使用については氏族の範囲で自由に行うことができた [馬淵 1974a: 204-207, 1974c: 12-14, 1974d: 78-87, 汪明輝 1992]。なお、現在でも氏族集団は重要な組織とみなされている。氏族内婚はいまもタブー視されており、毎夏行われる粟の収穫祭ホメヤヤ homeyaya になると、宗家に人々が集まり、氏族あるいは亜氏族ごとに酒や獣肉が共食されている。
- 9) 馬淵によれば、これは「耕地の持主」ヒム・ポポム him popomu と呼ばれるというが、筆者の調査ではこの語を知る人はいなかつた [馬淵 1974a: 208]。
- 10) 土地制度がツォウと近似しているのは近接するブヌンである。出自集団による共同所有、獵場の持主と耕地の持主との区別という点はブヌンも共通している。しかし、土地に神をみとめ、「獵場の持主」がこれを祀るという点はツォウの特徴といえる [馬淵 1974a: 209-211]。なお、「台灣原住民」の土地制度に関する比較研究には、[未成 1962] など。
- 11) アケエマメオイに対する「獵場の持主」の宗教的な力については、王嵩山も詳述している [王嵩山 1995: 145]。
- 12) 阿里山郷達邦村でツォウ語の記述・研究をしている汪幸時氏によれば、“toa”とはツォウ語で「ごちそうになる」という意味を表し、“pa'kiau”とは台湾語に由来し、漢族の「拝拜（祭祀）」を意味する。よって、toa pa'kiau とは、「漢族の祭祀に参加する」という意味だという。
- 13) 村落や話者の帰属する出自集団によって、トア・パッキアウについての記憶はさまざまである。それは恐らく漢族との関係の深度に関係するのであろう。例えば、かつては台南や嘉義に居住したと伝えられている亜氏族の男性は、トア・パッキアウは同一亜氏族の者が、その土地を貸した漢族の家を訪ねることだと説明した。しかし、いつもこのような明快な形で語られるとは限らず、なかには、これを単に漢族との友好関係に基づく訪問と考えている人もいる。
- 14) ツォウの間でもしばしば語られるように、彼らは日本人に対して表立った反抗をしたという記録がない。このことは、すでに長い時間にわたり外部勢力との交渉を経験していたツォウが、新たな為政者に会ったときに自ら選択した結果であったと筆者はみている。これについては、別に論じる予定である。

参考文献

- 伊能嘉矩 1904『台灣蕃政志』台北：台灣總督府民政部殖產局。
 ——— 1928『台灣文化志下卷』東京：刀江書院。
- 移川子之藏・宮本延人・馬淵東一 1935『台灣高砂族系統所属の研究』台北帝国大学土俗人種学研究室、台北：南天書局復刻。
- 衛惠林・余錦泉・林衡立 1952『台灣省通志稿卷八同賈志曹族篇』台北：台灣省文献委員會。
- 翁桂音 1986「吳鳳伝説沿革考」『台灣風物』36 (1) 39-56。
- 王嵩山 1995『阿里山鄒族の社會与宗教生活』板橋：稻鄉出版社。
- 汪明輝 1992「hupa：阿里山鄒族伝統的領域」『師大地理研究報告』18: 1-52, 台北：國立台灣師範大學。
- 岡田信興 1905「阿里山蕃調查書」『台灣慣習記事』5 (5) : 373-389, (6) : 463-479.

- 邱奕松 1982 「尋根探源談嘉義県開拓史」『嘉義文献』13：133-189.
- 黃叔璥 1957 『台海使槎錄』(復刻版) 台湾文献叢刊, 台北：台湾銀行經濟研究室.
- 小島由道 1918 『番族慣習調査報告書第4卷』台北：台湾總督府臨時台湾旧慣調査会.
- 駒込武 1991 「殖民地教育と異文化認識——「吳鳳伝説」の変容過程」『思想』802：104-126, 東京：岩波書店.
- 施添福 1995 「清代台灣岸裡地域的族群転換」潘英海・詹素娟（編）『平埔研究論文集』台北：中央研究院台灣史研究所籌備處.
- 未成道男 1964 「高砂族の社会結合と土地所有 (1)」『社会人類学』3 (3)：51-72.
- 詹素娟 1996 (1995) 「族羣歴史研究的「常」与「變」以平埔研究為中心」張炎憲・李筱峯・戴寶村（編）『台灣史論文精選（上）』69-102, 台北：玉山社.
- 張士陽 1988 「雍正九・十年台灣中部の先住民の反乱について」『台灣近現代史研究』6：5-55.
- 1998 「清代台灣における先住民の社会変容」神奈川大学中国語学科（編）『中國民衆史への視座——新シノロジー・歴史篇』東京：東方書店.
- 陳其南 1980.7.28 「一則捏造的神話——「吳鳳」」『民生報』(新聞記事).
- 陳秋坤 1992 「十九世紀初期土著地権外流問題——以岸裡社的土地經營為例」陳秋坤・許雪姬（編）『台灣歷史上的土地問題』29-56, 台北：中央研究院台灣史田野研究室.
- 1994 『清代台灣土著地権——官僚漢佃与岸裡社人的土地變遷 1700-1895』台北：中央研究院近代史研究所.
- 中田直久 1912 『殺身成仁通事吳鳳』東京：博文館.
- 中村孝志 1993 「オランダ時代の台灣番社戸口について」『南方文化』20：170-203.
- 薛化元 1982 「吳鳳史実探析及評価」『台灣風物』32 (4)：65-81.
- 松田吉郎 1999 「清代日拠初期「阿里山蕃祖」関係」(中央研究院台灣史研究所籌備處主弁「契約文書与社会生活——台灣与華南社会（1600-1900）研討会」).
- 馬淵東一 1974a (1970) 「中部台灣および東南アジアにおける呪術的・宗教的土地所有権（邦訳）」『馬淵東一著作集第2卷』201-247, 東京：社会思想社.
- 1974b (1954) 「高砂族の移動及び分布（第一部）」『馬淵東一著作集第2卷』275-346, 東京：社会思想社.
- 1974c (1938) 「中部高砂族の父系制における母族の地位」『馬淵東一著作集第3卷』9-65, 東京：社会思想社.
- 1974d (1950) 「台灣中部諸部族の社会組織（邦訳）」『馬淵東一著作集第3卷』67-110, 東京：社会思想社.
- 臨時台灣旧慣調査会 [編] 1910 『台灣私法第1卷（上）』台北：臨時台灣旧慣調査会.
- 臨時台灣土地調査局 [編] 1905 『台灣土地慣習一斑第2卷』台北：臨時台灣土地調査局.
- 筆者不詳 1901 「特殊の蕃租（阿里山蕃に於ける蕃租）」『台灣慣習記事』1 (8)：48-52.

[謝辞] 本論文は、日本台湾学会第2回学術大会（2000年6月3日於東京大学）歴史・社会分科会における発表「台灣原住民ツォウの旧猟場における土地権」をもとにしている。同分科会では、構想段階から座長の笠原政治先生、コメントーターの未成道男先生、報告者の蛸島直氏とさまざまな議論を重ね、筆者は示唆に富む数多くのご意見を賜り、得難い経験となった。また、当日は国立民族学博物館の野林厚志氏をはじめとし、会場から貴重なコメントをたくさんいただいた。本研究は、順益台灣原住民博物館の研究助成（平成8年度）および科学研究費補助金「フィリピン北部・台灣中南部の少数民族の民間伝承に関する言語学的・人類学的調査研究」（課題番号11691015、研究代表者森口恒一、平成11～12年度）の研究助成を受けて行われたものの一部である。ここに記し、関係各位に深くお礼を申し上げたい。

かには現在も親しい漢族との間にこれを行っている人がいて、このような旧正月の漢族訪問を、ツオウの人々はトア・パッキアウ *toa pa'kiau* と呼んでいる¹²⁾。昔はそこが自分たちの土地だったのだからこの饗応に与る権利があったのだということを、はっきりと語る人もいる¹³⁾。彼らにとっては、この年に一度の饗応の場が、かつて保持していた自分たちの土地との関係を再確認する唯一の機会となっていたものと思われる。

しかし、阿里山郷内のある村では、戦後になって村人の提案でこの慣習の廃止を決議した。すなわち、自分たちの生活状況は以前に比べてずっとよくなり、漢族から餅や酒をもらわずとも正月を迎えることができるのだから、もはやこのようなみじめな慣習は必要がなくなったというのだ。決議後には近隣漢族にその旨を伝え、漢族から餅の作り方を習い、彼ら自身で正月を祝うようになった。それは、漢族からツオウへの差別をなくし、自らの尊厳を守るために選択であったと、そのときの提案者である男性は筆者に語った。

以前は当然の権利として「阿里山蕃租」の納付とともにに行われていた正月の饗応が、時の推移と共に「施しを受ける」ような格好になった。それは実質的に彼らがその土地と切り離されていく過程を後追いする形での変容であったろう。これが原因で漢族から蔑まされることもあり、先の男性は廃止を思い至った。彼らはかつての土地への権利をあきらめることで、ツオウとしての誇りを保ちえたとも言える。出自集団ごとに本源的ともいえる関係を持っていた旧「猟場」に対する権利、「呪術的・宗教的土地所有権」は、このようにして近代化の中で消失していった。

4. 「阿里山蕃租」をめぐる隔たり

ツオウと漢族との間で土地をめぐって取り交わされた「阿里山蕃租」の契約は、漢族の側からみれば、他の「大租」と同様に、収穫の一部を地主に納めれば、この土地に対する開墾・耕作権を得ることができるという類のものであった。この開墾・耕作権こそは、開拓民である漢族が考える土地権のおよそすべてであったろう。文字を知らぬツオウを相手に都合のよい契約を交わすことは容易なことであり、さらに、この契約を踏み倒すことによって、土地に対するすべての権利を自らのものにしてしまうことも可能であった。

目を転じてツオウの土地制度から眺めてみると、ツオウにとっての土地権とは、開墾・耕作権ばかりではない。むしろ重要なのは、その土地に対する「猟場の持主」としての権利であり、その土地の神への「呪術的・宗教的土地所有権」である。おそらく、はじめ彼らが漢族と約束を交わしたのは、それが彼らにとっての土地権を脅かすものではないと考えていたからに違いない。彼らの土地権というのは、亜氏族ごとに特定の土地の神と特別な関係があり、そこに存在するものであった。そしてその場合の「土地」とは、「耕地」であるよりも先に「猟場」として認識される。他人が「耕地」として土地を使用する分には、彼らの「猟場」への権利は何ら脅かされることではなく、そこで狩猟をすることも何ら問題ない。まして、土地の神アケマメオイと交信しその力を操縦しうるのは、この「猟場の持主」だけである。彼らが自分たちの土地に対して保有している「呪術的・宗教的土地所有権」は、決して失われるものではないのだ。

よって、ツオウが漢族との間に土地貸与の契約を次々と交わしたことについて、ツオウが一方